

平成 17 年 1 月 18 日

塗装小委員会御中

塗装小委員会 安藤研司

(社団法人 日本塗料工業会)

揮発性有機化合物 (VOC) 排出抑制対策検討会

塗装小委員会 (第 4 回) 提案資料

1. 塗装に係わる規制対象施設 (案) について

今回の (参考資料) の表-1~4 に示されている中で見ると規制対象施設は 56% のカバー率になり、対象 6 業種への VOC 排出抑制目安カバー率については、全体の目標 30% 抑制からして多いのではないかと考えられるので、それぞれを明確にしていきたい。

なお自主を尊重する本規制の主旨からして排風能力は、稼働時間も長く、過大な施設に絞り 400,000 立方メートル以上が適切ではないでしょうか。

2. 塗装に係わる規制対象施設の排出基準値 (案) について

潜在的年間 VOC 排出量 50 t は、日当たりにして 1 施設 208kg 相当である。塗装生産性や塗装効率の現状から見て、排出濃度基準 720ppmC は、非常に差が大きい。自主規制を踏まえ、自主的取り組みを評価し促進され得る施設においては、低 VOC 塗料導入へのいろいろのステップを取り得るとすることが基本的シビルミニマムであり、1,000~1,200ppmC がふさわしいのではないのでしょうか。

3. 経過措置について

低 VOC 塗料の水溶性系への移行は、VOC 含有量や性能の要求レベルがあり 2~3 年以上の試行と準備がかかる。また設備的にも (社) 日本自動車塗料工業会から 9 月に報告のありましたように 80~100 億円以上の負担がかかり、短期間の多大な投資は、国際競争力に悪影響し、海外生産へのシフトによる国内空洞化も促進され、景気低迷や失業者の増大に繋がる。このため国際的にもバランスの取れる措置をお願いします。

4. 特定の活動及び設備における有機溶剤の使用による VOC 放出の抑制のための理事会指令 (EU) における放出限界値 (排出濃度基準) について

自動車塗装 (新車) には放出限界値が無く、車輛の塗装、車両の塗り替え、コイル塗装、木質の表面塗装などを引用されているが、原文の COUNCIL DIRECTIVE 1999/13/EC には、自動車・新車及び造船関係は規制されていないではありませんか。

以上